

II. 本評価の考え方

諮問事項(1)の国内措置及び(2)の国境措置については、2012年10月に評価書を取りまとめており、本評価書においては、諮問事項(3)のさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクの評価について、日本をモデルケースとして評価手法の検討を行ってきたこと等を踏まえ、諮問事項(1)のA、すなわち国内措置の検査対象月齢について先行して取りまとめることとした。

1. 基本的考え方

諮問事項(3)「BSEに係る検査月齢及び輸入月齢の規制閾値を30か月齢からさらに引き上げた場合」のリスクの評価については、定型BSEの制御を基本として評価を行うこととする。

この場合、評価対象各国のこれまでのBSE発生状況に相違があり、既存の評価手法を一律に適用できないことや、可能な限り5か国統一的な手法による評価を行う必要があること等を踏まえると、定量的な評価は困難であると考えられる。このため、自ら評価の手法などを参考としつつ、今後、評価対象国において定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かを基本的な判断基準として、定性的な評価を行うこととする。

2. 評価項目

諮問事項(3)の評価に当たっては、これまでに実施されてきた種々の評価手法の検討を踏まえ、出生コホート(出生年月が同じ牛群のこと。以下同じ。)の考え方を基本として、

- ①出生年月でみたBSE最終発生時からの経過年数、
- ②交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化措置を導入してからの経過年数、

③BSE対策の実施状況

を考慮し、ある年月以降の出生コホートについて、定型BSEが発生する可能性が極めて低い水準に達しているか否かについて評価を行う。

なお、必要に応じ、近隣国との市場の一体性なども考慮することとする。

3. 具体的な評価手法

(1) 飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間(経過年数)

最終発生又は飼料規制強化直後の出生コホートについて、定型BSEの発生が確認されないことを検証するために必要な期間は、検出可能なBSE感染牛のほとんどを検出するために必要な期間(出生後の経過年数)とする。

(2) BSE対策の実施状況

国際獣疫事務局（OIE）の BSE リスクステータス評価や欧州食品安全機関（EFSA）の地理的 BSE リスク（GBR）評価手法等に基づき作成した自ら評価手法等で用いた項目、すなわち「生体牛（侵入リスク、国内安定性）」と「食肉及び内臓（SRM 及び食肉）」に関する項目について、BSE 制御に有効な一定水準以上の規制が行われているかどうかの点検を実施する。詳細は、点検表のとおり。

各項目の位置づけは、「生体牛」の項目のうち、規制措置については A、監視措置については B、また、「SRM 及び食肉」の項目については C とし、人への健康影響を判断するための再確認事項とする。

評価については、項目（措置）単体每だけでなく、他の項目と組み合わせることによるリスク低減効果も考慮し、これらの管理措置において問題はないか総合的に判断する。なお、サーベイランスの結果から、効果的に管理措置が機能しているかについても検討する。

(3) 経過的措置の必要性の検討

(1) 及び (2) により、定型 BSE が発生する可能性が極めて低いと判断された場合において、一定期間検査を継続することについて、経過的措置の必要性を検討する。

4. 留意すべき事項

(1) 人への健康影響

本評価手法においては、定型 BSE の制御を基本として、その発生の可能性が極めて低い水準に達していることを確認することとなるが、これにより、国内については、規制閾値以下の月齢の牛の牛肉・内臓（SRM 以外）を検査せずに摂取すること、また、米国、カナダ、フランス及びオランダについては、規制閾値以下の月齢の牛の牛肉・内臓（SRM 以外）を輸入して摂取することによる人の vCJD 発症の可能性について評価することに留意する。

(2) 非定型 BSE への対応

非定型 BSE については、発生が極めてまれで、そのほとんどが 8 歳以上の高齢の牛であり、飼料規制等によってほぼ制御された定型 BSE とは異なる孤発性の疾病である可能性が示唆されている。従って、高齢牛については、今後とも非定型 BSE 発生の可能性があることに留意して評価を行うこととする。

BSE対策の点検表（判定基準）

	判定基準 * 規制強化措置導入後5年未満の場合は、別途、総合評価の項で検討する。	項目の 分類*1
I 生体牛		
1 侵入リスク		
a 生体牛*2	◎: 発生国からの輸入禁止措置が、とられている。 ○: 発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。 △: 発生国からの輸入禁止措置が、一部とられていない。 ×: 発生国からの輸入禁止措置が、とられていない。	A
b 肉骨粉等（油脂）*2	◎: 発生国からの輸入禁止措置が、とられている。 ○: 発生国から輸入禁止措置がとられたものの、一定の条件の下、特定の国について解除している。 △: 発生国からの輸入禁止措置が、一部とられていない。 ×: 発生国からの輸入禁止措置が、とられていない。	A
2 国内安定性（国内対策有効性の評価）		
a 飼料規制		
・規制内容 （ほ乳動物たん白質の全家族への給与禁止等）*2	◎: ほ乳動物由来肉骨粉等のほ乳動物への給与禁止。 ○: ほ乳動物由来肉骨粉等の反すう動物への給与禁止。 △: 反すう動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止。 ×: 特に規制なし。	A
・SRM の処理 （レンダリング条件等）*2	◎: 焼却又は埋却 ○: 133℃20分3気圧のレンダリング(※)又はこれと同等以上の処理を実施。 △: (※)未満の処理を実施。 ×: レンダリング等の処理を未実施。	A
・レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策	◎: 全ての施設・製造ラインで占有化されている。 ○: 多くの施設・製造ラインで占有化されている。 △: 一部の施設・製造ラインで占有化されている。 ×: 全ての施設・製造ラインで占有化されていない。	A
・レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率	◎: 定期的な監視が行われており、遵守率が高く、重大な違反がない。 ○: 定期的な監視が行われているが、遵守率がやや低いか、重大な違反が稀にある。 △: 定期的に監視が行われているが、遵守率が低いか、重大な違反が多い。 ×: 定期的な監視が行われていない。	B
b SRM の利用実態		
・規制内容 （SRM の範囲等）	◎: OIE 基準と同等以上。 ○: 一部が OIE 基準以下 △: 多くが OIE 基準以下。 ×: 規定されていない。	A
・規制内容 （SRM 等の利用実態）*2	◎: SRM 及び死廃牛の飼料利用禁止 ○: SRM 等の一部が反すう動物用以外の飼料として利用される。 △: SRM 等ほとんどが反すう動物用以外の飼料として利用される。 ×: SRM 等の多くが飼料として利用される。	A
3 サーベイランスによる検証		
・サーベイランスの概要	◎: OIE 基準と同等以上。 △: OIE 基準以下。 ×: 実施していない。	B

II SRM 及び食肉		
1 SRM 除去		
・実施方法等 (食肉検査官による確認)*2	◎: 全ての施設で実施されている ○: 多くの施設で実施されている △: 一部の施設で実施されている ×: 実施されていない	C
・実施方法等 (高圧水等による枝肉の洗浄)*2	◎: 全ての施設で実施されている ○: 多くの施設で実施されている △: 一部の施設で実施されている ×: 実施されていない	C
・実施方法等 (背割鋸の一頭毎の洗浄)*2	◎: 全ての施設で実施されている ○: 多くの施設で実施されている △: 一部の施設で実施されている ×: 実施されていない	C
・実施方法等 (吸引器等を利用した適切な脊髄の除去)	◎: 全ての施設で実施されている ○: 多くの施設で実施されている △: 一部の施設で実施されている ×: 実施されていない	C
・SSOP,HACCP に基づく管理*2	◎: 導入されており、重度な違反がない。 ○: 導入されているが、重度な違反が稀にある。 △: 導入されているが、重度な違反が多くある。 ×: 導入されていない。	C
2 と畜処理の各プロセス		
・と畜前検査	◎: と畜前検査による歩行困難牛等の排除を実施している。 ×: 実施していない。	C
・スタンニング(注)及びピッシングに対する規制措置 (と畜時の血流等を介した脳・脊髄による汚染の防止措置)	◎: 全ての施設で実施されている ○: 多くの施設で実施されている △: 一部の施設で実施されている ×: 全ての施設で実施されていない	C
3 その他		
(・機械的回収肉*3)	◎: 実施されていない ○: 一部の施設で実施されている △: 多くの施設で実施されている ×: 全ての施設で実施されている	C

総合評価	
------	--

(注) 圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法

*1: 項目の分類 A: 規制措置
B: 監視措置
C: 「SRM 及び食肉」

*2: 「自ら評価」で利用されている項目

*3: 検査月齢の引き上げに関連がうすい項目

5. 評価手法を具体化するための検討事項

(1) 飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間（経過年数）

先に述べた飼料規制の有効性の確認に必要な期間について（10 ページ、II 3. (1)）は、BSE 感染牛の 95%以上を摘発するために必要な期間と考え、実際に BSE 感染牛を摘発したデータが豊富にそろっている EU 及びフランスにおいて推定された BSE 感染牛の摘発年齢並びに日本におけると畜時の月齢を基に検証した。以下、その詳細を示した。

① EUにおける感染牛の摘発年齢分布に基づく、BSE 感染牛の摘発年齢の推定

2001～2011 年の EU17 か国における BSE 感染牛の摘発年齢のうち、1994～1999 年に生まれたコホートのデータに基づいて、BSE 感染牛の摘発年齢分布を推定した。推定方法は、欧州委員会の BIOHAZ パネルが 2007 年に採用した手法を用いた。（図 1）

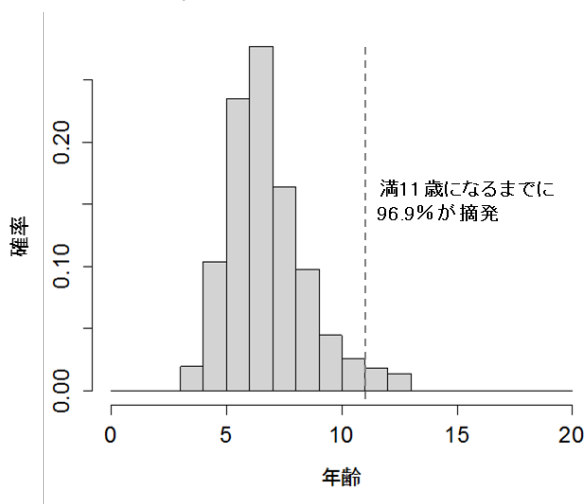


図 1 EUにおけるBSE感染牛の推定摘発年齢分布

EU が推定した感染牛が摘発される場合の年齢分布を表 1 に示した。

BSE 感染牛は、満 4 歳になるまでに 2%しか摘発されないが、満 7 歳になるまでには 63.7%、満 11 歳になるまでには 96.9%が摘発されることから、11 年間が経過した牛群では感染牛のほとんどが摘発されていると考えられる。

表 1 感染牛が摘発される場合の年齢分布

期間(年)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
年齢	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月齢	36-47	48-59	60-71	72-83	84-95	96-107	108-119	120-131	132-143	144-155
年齢別確率	0.020	0.104	0.236	0.277	0.164	0.097	0.045	0.026	0.018	0.014
累積確率	0.020	0.124	0.360	0.637	0.801	0.898	0.943	0.969	0.986	1.000

↑ 95%を超える
(詳細は参考 1 参照)

② BSEの潜伏期間と感染時期に基づくBSE感染牛の摘発年齢の推定

日本で確認された感染牛の頭数が少ないことから、これに基づいて潜伏期間を推定することは困難である。このため、2001～2004年のフランスのデータに基づいて推定された潜伏期間(参照 1)を参考に、ガンマ分布(平均 6.3年、分散 3.3年)を用いて推定した。また、感染時期は、フランスのデータに基づいて 6～12 か月と推定されていること(参照 2)から、より安全側に立った推定とするため、12 か月と仮定した。

この潜伏期間と感染時期(12 か月)から 95%が摘発される年齢を推定すると、10.6 歳であることから、11 年経過すれば、ほとんどの BSE の発生を確認できると考えられる。(図 2)

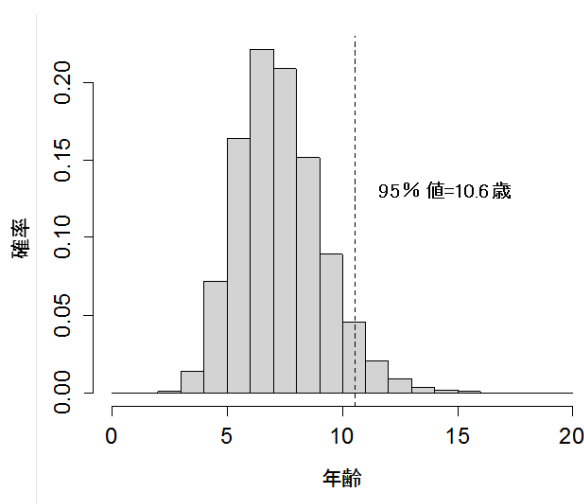


図 2 フランスにおける BSE 感染牛の推定摘発年齢分布

③ 日本におけると畜時の年齢

日本における月齢ごとのと畜頭数を表 2 に示す。120 か月齢(10 才)以下でと畜される牛は全と畜頭数の 95.8%であるため、10 年間が経過すれば、ほとんどの牛がと畜されると考えられる。

表2 月齢、品種別と畜頭数 (2010年度実績)

月齢	乳用種*1 頭数	交雑種*2 頭数	肉用種*3 頭数	その他*4 頭数	月齢毎の と畜頭数	累積 頭数	累積 パーセンタイル
～30	250,042	246,976	359,132	0	856,150	856,150	70.3
31～36	6,758	11,483	108,134	0	126,375	982,525	80.7
37～48	20,747	1,615	6,645	0	29,007	1,011,532	83.1
49～60	30,107	308	2,589	0	33,004	1,044,536	85.8
61～72	31,027	156	2,455	0	33,638	1,078,174	88.6
73～84	27,475	126	2,749	1	30,351	1,108,525	91.1
85～96	22,150	107	3,101	0	25,358	1,133,883	93.2
97～108	14,727	94	3,543	0	18,364	1,152,247	94.7
109～120	9,113	57	5,025	2	14,197	1,166,444	95.8
121～	11,306	145	39,241	9	50,701	1,217,145	100.0
総計*5	423,452	261,067	532,615	12	1,217,145	1,217,145	100.0

厚生労働省提出資料より作成(参照 14)

*1 : ホルスタイン種、ジャージー種及びその他の乳用種の合計

*2 : 肉専用種×乳用種

*3 : 黒毛和種、褐色和種、日本短角種、無角和種、黒毛和種×褐色和種、和種間交雑種及び肉専用種の合計

*4 : 種別(品種)等が不明な牛を集計したもの

*5 : 生年月日が不明な牛1頭を除いた合計頭数

④ まとめ

上記①～③の考え方のうち、①EUにおける感染牛の摘発年齢分布に基づくBSE感染牛の摘発年齢の推定が、実際にBSE感染牛を摘発した豊富なデータに基づくものであり、今回の評価に当たり最も適していると考えられるが、いずれの場合も11年経過すれば、あるコホートについて、ほとんどの牛(95%以上)のBSE発生状況が確認できることとなる。また、いずれの考え方を採るとしても、BSEの発生が一定期間(11年間)確認されないことをもって判断するとの考え方に立っていることから、検証期間の起点は、BSE感染牛の出生年月でみた最終発生時点とするのが適切であると考えられた。

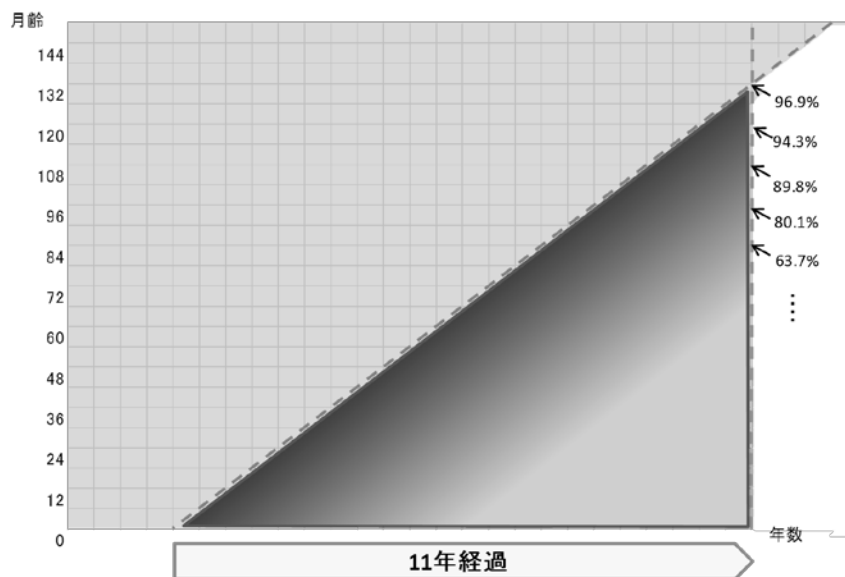
(2) 経過的措置の必要性についての検討

① 出生コホートごとの検査による検証率について

出生コホートごとに、EUにおける感染牛の摘発年齢分布に基づくBSE感染牛の摘発年齢の推定に基づく検査による検証率を図3に示す。最終発生直後の2002年出生コホートは96.9%の高い割合で検査による検証がなされていることになるが、経年とともに94.3%、89.8%と検証率は低くなる。

飼料規制の有効性の確認に必要な検証期間(経過年数)を11年とし、OIEの考え方を参考とすると、2013年2月時点で、2002年2月以降生まれの出生コホートは無視できるリスクとなり、と畜場におけるBSE検査は不要になるという考え方になる。

しかしながら、現行の飼料規制等により、2002年以降の出生コホートについては、経年とともに各出生コホートが受ける感染リスクは減少して行く一方、BSE検査による検証率も低くなるため、経過的措置として、BSEプリオン検出可能月齢に達しているコホートについては、当面の間、と畜場におけるBSE検査の継続を検討する必要がある。



(注) 縦軸は、牛の検査時の月齢、横軸は年数を示す。
斜線を左下に辿り横軸と交わった点が、その牛の出生年月を示す。
※表1を参考に作成

図3：EUにおける出生年コホートごとの感染牛の摘発年齢分布に基づくBSE感染牛の摘発年齢の推定に基づく検査による検証率

② 経過的措置をとる場合の検査対象月齢

具体的な検査対象月齢については、以下に示すBSE検査陽性牛の実績や感染実験により得られた知見が参考になると考えられた。

- a. 評価対象の日本及び他の4か国のBSE検査陽性牛のこれまでの月齢分布をみると、一部の例外的な事例（日本における21か月齢の定型BSE陽性牛には感染性は認められなかった(参照4)。また、フランスの43か月齢の事例は飼料規制強化前の1997年生まれ。)を除けば、BSE陽性例は48か月齢以上であること(参考2,3)。
- b. EUにおけるBSE発生の実績を踏まえると、BSE検査陽性牛のほとんど(約98%)は、48か月齢以上で検出されると推定されること(表1)。
- c. 牛における感染実験において、BSE感染牛脳組織の1gを経口投与すると、投与後44か月目(48か月齢相当以上)以降に臨床症状が認められ、同時に中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出された(参照5)こと(参考4)。
- d. 感染実験での、BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなるという知見(参照6)を踏まえれば、この11年間出生年月でみたBSEの発生が確認されていないという日本における汚染状況から、仮に日本の牛がBSEプリオンを摂取するようなことがあったとしても極めて微量と考えられ、潜伏期間はこれまでの実績以上に長くなると想定されること。

BSE対策の点検表（日本の実施状況及び点検結果）

	実施状況	点検結果*4
I 生体牛		
1 侵入リスク		
a 生体牛*1	生体牛については、1990年に英国から、その後、順次BSE国内発生事例が確認された国からの輸入を停止している。2001年以降、各国の発生の状況にかかわらずEU全体からの輸入を停止している。その他の国についても、BSEの国内発生事例が確認された国からの輸入を直ちに停止している。	◎
b 肉骨粉等（油脂）*1	肉骨粉及び動物性油脂については、2001年10月以降、動物性加工たん白質、動物性油脂等の輸入停止対象物及びこれらを成分とした飼料又は肥料となる可能性があるものの輸入を停止している。	◎
2 国内安定性（国内対策有効性の評価）		
a 飼料規制		
・規制内容 （ほ乳動物たん白質の全 家畜への給与禁止等）*1	2001年10月：反すう動物用飼料への全ての動物由来たん白質の使用を禁止するとともに、反すう動物以外の家畜用飼料への反すう動物由来たん白質の使用を禁止した。併せて、全ての国及び地域からの飼料原料として利用される反すう動物の肉骨粉等の輸入を禁止した。国内の製造肉骨粉は焼却処分しているため、反すう動物由来の肉骨粉等は国内に流通していない。	◎
・SRMの処理 （レンダリング条件等）*1	SRMは800℃以上で完全に焼却している。	◎
・レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策	2005年4月：豚の処理工程の分離が実施され、全ての飼料製造工場において製造工程の分離が終了した。（法令）	◎
・レンダリング施設・飼料工場等の監視体制と遵守率	<p>独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）及び都道府県の飼料検査職員等は、製造・販売・農家への立入検査により、関係書類の確認、製造工程の査察、作業従事者等からの聴取を行い、必要な場合には定められたサンプリング方法に従って、試料を採取し、顕微鏡鑑定、ELISA法及びPCR法によって反すう動物由来たん白質、その他の動物性たん白質の混入の有無が確認されている。</p> <p>輸入配混合飼料の原料に関する確認は、2005～2011年度までに239点をサンプリング検査した結果、異常は認められていない。</p> <p>製造段階では、2006～2011年度に3,391件検査が行われ、79件の不適合があった。不適合内容は帳簿不備や表示不備などが多く、これらの事例については、改善指導を行っている。なお、2010年度には飼料用肉骨粉に牛由来たん白質が混入していた事例が1件確認されているが、1ロットのみであり前後のロットを含め、他に牛由来たん白質の混入は確認されなかった。当該肉骨粉については全て焼却処分、当該施設の製造・出荷を停止、FAMICが製造基準の遵守の徹底について指導を実施し、改善状況を確認の上で、製造・出荷が再開されている。</p> <p>販売段階では、2006～2011年度に4,521件の検査が行われ、134件の不適合があった。不適合内容は帳簿不備や、A飼料、B飼料の保管場所等の区分が不明確などの交差汚染防止不備が多く、これらの事例については、改善指導を行っている。</p> <p>牛飼養農家については、2006～2011年度に31,306件、毎年概ね4～10%の農家を対象に検査を実施、25件の不適合があった。不適合内容は保管等における取扱い不備などで、禁止されている動物性たん白質を含む飼料等を給与しているなど重大な違反事例はなかった。</p>	○
b SRMの利用実態		
・規制内容*2 （SRMの範囲等）	<p>・全月齢の牛の頭部（舌、頬肉を除く。）、脊髄及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルまでの部位）</p> <p>・月齢が30月以下の牛を除く、脊柱（頸椎、胸椎及び腰椎の横突起及び棘突起、正中仙骨稜、仙骨翼並びに尾椎を除く。）</p>	◎

・規制内容 (SRM等の利用実態)*1*2	2001年10月:全月齢の牛の頭部(舌、頬肉を除く。)、脊髄及び回腸遠位部(盲腸との接続部分から2メートルまでの部位)についての除去、焼却を義務付け。 2004年1月:脊柱の除去を義務付け。 SRMは800℃以上で完全な焼却が行われ、飼料には利用されない。	◎
3 サーベイランスによる検証		
・サーベイランスの概要*2	と畜場でと畜解体される全ての牛(20か月齢以下は地方自治体による自主的措置)及び24か月齢以上の全ての死亡牛についてBSE検査を実施している。	◎
II SRM及び食肉		
1 SRM除去		
・実施方法等 (食肉検査官による確認)*1	枝肉を洗浄後、と畜検査員が脊髄片の付着がないことを確認している。	◎
・実施方法等 (高圧水等による枝肉の洗浄)*1	背割り後、高圧水により枝肉を洗浄している。	◎
・実施方法等 (背割鋸の一頭毎の洗浄)*1	背割鋸は1頭毎に洗浄をしている。	◎
・実施方法等 (吸引器等を利用した適切な脊髄の除去)	脊髄については、一般的には背割り前に吸引機により吸引して除去している。	◎
・SSOP,HACCPに基づく管理*1	2010年、SRMに係るSSOPの作成については、全てで作成済み。また、全ての施設で、SSOPに定められた頻度で点検を実施し、その記録を保管していた。	◎
2 と畜処理の各プロセス		
・と畜前検査	生体検査では、全ての牛について、奇声、旋回等の行動異常、運動失調等の神経症状の有無を歩様検査の結果もあわせて判断され、当該牛がBSEに罹患している疑いがあると判断した場合には、と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づきと畜解体禁止措置をとることが定められている。	◎
・スタンニング(注)及びピッシングに対する規制措置 (と畜時の血流等を介した脳・脊髄による汚染の防止措置)	スタンニングについては、牛のと殺を行っていると畜場149施設のうち、スタンガン(と殺銃)を使用していると畜場は141施設、と畜ハンマーを使用していると畜場は15施設であり、圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場はなかった。スタンガンを使用している141のと畜場のうち、弾の先が頭蓋腔内に入るものを使用している施設が140施設、頭蓋腔内に入らないものは3施設であった(「特定部位の取扱調査票結果」2012年3月時点)。 2009年4月1日より、と畜場法施行規則第7条第1項第3号の規定に基づき、牛のと殺に当たっては、ピッシング(ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及び脊髄を破壊することをいう。)は禁止されている。 なお、厚生労働省実施の「ピッシングに関する実態調査結果(2009年6月)」によると、2009年3月末時点で全てのと畜場においてピッシングが中止されたことが確認されている。	◎
3 その他		
(・機械的回収肉*3)	食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)において、脊柱の除去は、背根神経節による牛の肉及び食用に供する内臓並びに当該除去を行う場合の周辺にある食肉の汚染を防止できる方法で行われなければならないと規定されている。 2010年度は280施設の監視指導を行ったが、この方法により食肉処理を行っている施設はなかった。	◎

<p>総合評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果、1項目が4段階判定で2番目の○、それ以外の項目は全て◎であった。 ○と判定された項目は、飼料用肉骨粉に牛由来たん白質が混入していた事例が1ロットのみであるが1件確認されたことによるものである。当該肉骨粉は飼料として利用されることなく焼却処分されており、また、製造基準の遵守の徹底について指導、改善状況の確認がなされており、フィードチェーン上流からの複数多段階の監視措置が有効に機能していると考えられる。 ・なお、ピッシングに対する規制については2009年4月1日より完全実施されたものであるが、このことがBSE発生に影響するとは考えられない。 ・日本においては2002年1月に生まれた1頭の牛を最後に、それ以降11年にわたりBSE感染牛は確認されていない。 <p>このことは、BSE発生を制御するための日本の飼料規制等が、極めて有効に機能していることを示すものと考えられ、各段階における総合的なBSE対策の実施により、日本においては、BSEは制御できているものと判断される。</p>
-------------	---

(注) 圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法

*1: 「自ら評価」で利用されている項目

*2: 2013年3月時点

*3: 検査月齢の引き上げに関連がうすい項目

*4: 点検結果の判定基準については、「BSE対策の点検表(判定基準)」を参照